

規制の事前評価書

法令案の名称：ランピースキン病を家畜伝染病予防法第六十二条の疾病の種類として指定する等の政令案

規制の名称：家畜伝染病予防法に基づく防疫措置の対象疾病の拡充

規制の区分：☐新設 ☒拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部局：農林水産省 消費・安全局 動物衛生課

評価実施時期：令和 7（2025）年 5 月

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- ランピースキン病ウイルスを原因とする牛・水牛の病気であるランピースキン病について、令和 6 年における我が国での発生状況等を鑑み、「伝染性疾病の発生又はまん延の徴があり、家畜の生産又は健康の維持に重大な影響を及ぼすおそれがある」疾病であるとして家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。）第六十二条の疾病の種類として指定し、行政指導ではなくより強制力をもった防疫措置をとれるようにする。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- 当該疾病は、従来、「届出伝染病」として指定するにとどまっていたが、令和 2 年以降東アジアにおいて急速に感染が広がり、令和 5 年 10 月には韓国で感染が確認された。これを受け、農林水産省では令和 6 年 1 月には、ランピースキン病防疫対策要領（局長通知）を策定し、当該疾病に感染した家畜の移動制限、自主的なと殺等通常の届出伝染病と比べても強い措置を推奨するなど、侵入に備えた対策を強化していた。
- こうした中、令和 6 年 11 月には福岡県（我が国初）及び熊本県で感染が確認され、現在は発生が抑えられているものの、①我が国に侵入したウイルス株は、従来の株より伝播力が高くなったものであったことや②当該疾病が「家畜伝染病」でなく「届出伝染病」であることから、法第 2 章（発生の予防）の措置はとることができたが、法第 3 章（まん延の防止）の措置はとることができず、と殺、ワクチン接種、移動制限等が行政指導にとどまることとなり、十分な防疫対策を実施できなかったこと等、今後の課題が浮き彫りになった。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

- ランピースキン病は法第 62 条の「伝染性疾病の発生又はまん延の徴があり、家畜の生産又は健康の維持に重大な影響を及ぼすおそれがある」との要件を満たすことから、上記課題を解消・予防するために上記措置を行うべく、ランピースキン病を同条の疾病の種類として指定し、法第 2 章（発生の予防）の一部、第 3 章（まん延の防止）及びこれに係る第 6 章（手当金等に係る雑則）並びに第 4 章（輸出入検疫）の一部の規定を準用することにより対応することとする。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設・拡充】

＜その他の規制手段の検討状況＞

☒検討した ☐検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由）

- ・ 別の規制手段として、法を改正しランピースキン病を家畜伝染病として位置付けることが考えられるが、令和6年の発生状況等を踏まえ、法改正を待たずに早急に対応する必要があるため、当該規制を検討するに至った。
- ・ なお、法において、このような状況を想定し第62条に基づく緊急的な措置が規定されている。

＜その他非規制手段の検討状況＞

☒検討した ☐検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容）

- ・ 現行で行政指導（非規制手段）をとっており、これを強化することも検討したが、行政指導によると、家畜の所有者による自主とう汰やワクチン接種等のまん延防止の取組に温度差が生じ、全国的な当該疾病のまん延防止措置を十分にとることができないおそれがあることから、規制手段の採用が妥当である。
- ・ なお、令和6年の発生状況を踏まえ、3月19日に開催した第4回ランピースキン病対策検討会においては、「自主とう汰への協力が得られず、発症牛が地域に残存したことや、発生農場や周辺地域でのワクチン接種の遅れが、発生拡大につながった」、「感染拡大を防ぐためには、発生初期から強制力のある措置を行うことが必要」との意見があった。

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- ・ 当該規制の実現により、ランピースキン病発生時の防疫措置が強化されることとなり、当該疾病のまん延防止、ひいては畜産振興に資する。
- ・ また、当該規制を措置せずにランピースキン病がまん延した際には、生産性への悪影響や、疾病感染中の乳肉の出荷ができないことによる経営への影響につながるおそれがある。
- ・ 当該規制による効果については、当該疾病の発生件数等により把握する。

4 負担の把握

【新設・拡充】

＜遵守費用＞

- ・ 当該規制の実施に当たり、家畜の所有者において生ずる費用の増加額（準用する法第17条、第21条等に基づく措置により生ずる費用の増加額）については、発生した場所やその周辺の農場における家畜の飼養頭数、家畜の飼養に係る衛生管理の状況等によって異なることから、現時点で試算することは困難。事後評価までに当該疾病が発生した場合には、これらの増加額等について把握していく。

＜行政費用＞

- ・ 当該規制の実施に当たり、都道府県等において生ずる費用の増加額（準用する法第 21 条、法第 60 条等に基づく措置により生ずる費用の増加額）については、発生した場所やその周辺の農場における家畜の飼養頭数、家畜の飼養に係る衛生管理の状況等によって異なることから、現時点で試算することは困難。当該疾病が発生した場合には、これらの増加額等について把握していく。

＜その他の負担＞

- ・ 特に無し

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充】

☒意見聴取した ☐意見聴取しなかった

（意見聴取しなかった理由）

- ☐具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない
- ☐遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない
- ☐参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている
- ☐他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考になっている
- ☐その他
（具体の理由： ）

＜主な意見内容と今後調整を要する論点＞

ランピースキン病を法第 62 条の疾病として指定する措置について、以下の意見があった。

- ・ ランピースキン病は、法第 62 条に基づく指定ではなく、法第 17 条の対象疾病として継続的に対応すべき。
- ・ 殺処分の対象は、発生状況を見ながら、発症牛に限るべき。

＜関連する会合の名称、開催日＞

- ・ 第 4 回ランピースキン病対策検討会（3 月 19 日）
- ・ 食料・農業・農村政策審議会
（第 71 回家畜衛生部会（3 月 26 日）、第 101 回牛豚等疾病小委員会（4 月 10 日）、第 72 回家畜衛生部会（5 月 13 日））
- ・ 令和 7 年度全国家畜衛生主任者会議（4 月 18 日）

＜関連する会合の議事録の公表＞

- ・ 第 4 回ランピースキン病対策検討会（3 月 19 日） [lsd-102.pdf](#)
- ・ 第 71 回家畜衛生部会（3 月 26 日） [250326-15.pdf](#)
- ・ 第 101 回牛豚等疾病小委員会（4 月 10 日） [250408-2.pdf](#)
- ・ 第 72 回家畜衛生部会（5 月 13 日）後日 H P に掲載予定

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

＜見直し条項がある法令案＞

＜上記以外の法令案＞

- ・ 法第 62 条において、「・・・1 年以内の期間を限り、・・・準用することができる。」としていることから、施行後 1 年を目途に事後評価を実施予定。